

**西宮市健康増進計画及び西宮市食育・食の安全安心推進計画改定支援業務並びに  
西宮市自殺対策計画策定支援業務に係る企画提案競技実施要領**

**1. 趣旨**

本市では、平成25年3月に「西宮市健康増進計画」、「西宮市食育・食の安全安心推進計画」を策定し、その推進に取り組んでいるところである。両計画は、計画期間を平成25年度～令和4年度までの10年間としていたが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、1年延長し、令和5年度までの11年間とした。令和5年度に計画の最終評価年度を迎えることから、その改定に取り組むこととなる。また、現在「西宮市健康増進計画」を「市町村自殺対策計画」に位置付けているが、国からは「自殺総合対策大綱」に沿った計画の策定が求められていることから、今回の改定に併せて「西宮市自殺対策計画」を策定することとする。

「西宮市健康増進計画」、「西宮市食育・食の安全安心推進計画」の改定にあたっては学識経験者、関係団体の代表及び公募委員等で構成される「西宮市健康増進計画・食育推進計画推進会議」を設置し、「西宮市自殺対策計画」の策定にあたっては「自殺対策推進本部」を立ち上げ、計画の改定及び策定を行っていくが、健康づくり及び食育の推進並びに自殺対策に関する国・県等の動向の把握、各種統計資料の分析および資料作成、計画素案作成など改定及び策定に向けて多岐にわたる取り組みが必要であることから、計画の改定及び策定作業をより円滑に進めるために、改定及び策定支援業務について業務委託を行うものである。

そのため、改定及び策定支援業務に関する企画提案を募集し、豊富な情報・経験・知識などを有し業務遂行能力に優れた業者を選定するものである。

**2. 一般事項**

(1) 名称

「西宮市健康増進計画及び西宮市食育・食の安全安心推進計画改定支援業務並びに西宮市自殺対策計画策定支援業務」に係る企画提案競技

(2) 主催者

西宮市健康福祉局 保健所健康増進課、食品衛生課

(3) 業務委託者選定方式

公募型のプロポーザル方式により企画提案書を求め、評価基準をもとに審査し業務委託者を決定する。

(4) 委託業務内容

別紙「西宮市健康増進計画、西宮市食育・食の安全安心推進計画改定支援業務委託仕様書」、「西宮市自殺対策計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(5) 契約期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日

(6) 企画提案競技スケジュール

- ①西宮市 HP への掲載により公募を開始 令和4年1月11日(火) 予定
- ②質問受付期限 : 令和4年1月31日(月)
- ③企画提案書の提出期限 : 令和4年2月9日(水)
- ④1次選考 : 令和4年2月下旬予定

⑤2次選考（1次入選者によるプレゼンテーション）：令和4年3月中旬予定

⑥委託予定業者と随意契約：令和4年4月中旬

### 3. 応募の要領

#### (1) 応募者の資格要件

本企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②西宮市入札参加資格を有するもの
- ③企画提案書の提出期限において、西宮市の指名停止措置を受けていないこと。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない物であること。
- ⑥個人情報の保護について、西宮市の施策に準じた措置を講じることができること。
- ⑦「西宮市情報セキュリティポリシー」を遵守できること。
- ⑧別紙の業務委託仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

#### (2) 応募手続き

##### ①提出書類について

###### ア. 提出書類

- ・応募申込書（様式第1号）
- ・会社概要（様式任意）
- ・過去の同種業務受託実績（様式第2号）
- ・本業務の推進体制（様式第3号）
- ・企画提案書（様式任意）
- ・見積書（様式任意）

※見積書は委託業務ごとに作成すること。算出根拠等を詳細に記載すること。

###### イ. 提出部数10部（公印のあるものは正本1部、コピー9部）

##### ②企画提案書の作成要領

###### ア. 企画提案書の様式

- ・用紙の大きさはA4版（縦）またはA3版（横）とし、左端をホッチキス綴じ（A3版は折り込み）。A3判を用いる場合は1枚をA4判2枚分として計算する。
- ・ページ番号を付与すること。
- ・文字サイズは10.5ポイント以上で作成すること。
- ・ページ数は10ページ以内とする。

###### イ. 提案は一応募者につき一提案。

###### ウ. 企画提案書への記載事項

企画提案書では、国の動向等も踏まえた上で以下のことについて記載すること

- ・本市の健康づくり・食育の推進、自殺対策に係る現状分析及び課題の把握方法

- ・本業務の取組方針
- ・計画の改定・策定にあたり提案できるポイント
- ・本市における有効な健康づくり・食育の推進、自殺対策に関する企画・提案
- ・業務工程表（スケジュール）

### ③提出期限及び方法

令和4年2月9日（水）17時までの期間に企画提案書を持参（土日祝及び17時以降は受け付けない）。または郵送（提出期限までに必着のこと）。

### ④提出先・問合せ先

西宮市 健康福祉局 西宮市保健所 健康増進課  
 住所：662-0855 兵庫県西宮市江上町3番26号  
 電話：0798-26-3667  
 Mail：[zoshin@nishi.or.jp](mailto:zoshin@nishi.or.jp) 担当者：向井・本田

### (3) 費用負担内諾

本企画提案競技に関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とする。

### (4) 質問受付等

本実施要領の内容について質問がある場合は、質問書（様式第4号）を提出すること。

- ①提出期限：令和4年1月31日（月）
- ②提出方法：質問書を電子メールにて健康増進課まで提出する。
- ③回答方法：質問者に対し電子メールにより行う。

## 4. 提出書類の取扱い

提出された応募申込書及び企画提案書等は返却しないものとする。

## 5. 審査及び選考等

### (1) 審査及び選考の方法

①1次選考：原則として、応募数が5社を超えた場合は、提出書類（企画提案書等）の内容により上位5社程度を選考する。

応募者数が5社以下の場合は、提出書類の内容を審査し2次選考の対象者を選定する。

②2次選考：1次選考入選者によるプレゼンテーションを実施する。

- ・日時は令和4年3月中旬 予定
  - ・説明時間 1社につき健康増進計画、食育・食の安全安心推進計画及び自殺対策計画についての提案説明25分、質疑応答時間10分 計35分を設ける。
  - ・担当者及び責任者が出席し、本業務に従事する担当者が説明を行う。
- ※時間・場所等は1次選考入選者に対し別途通知する。

### (2) 審査項目

審査項目	採点割合	評価基準
①過去の業務実績	5 / 100	選定評価基準 (④は2次選考のみ)
②本業務の推進体制	25 / 100	

③企画提案書	50 / 100	
④プレゼンテーション	10 / 100	
⑤見積金額	10 / 100	

選考のポイント

- ・過去の業務実績（健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画の計画策定支援業務の有無）
- ・本業務の推進体制（適正な配置人員で本市の指示に柔軟な対応が可能か）
- ・提案内容、プレゼンテーション、見積金額など

(3) 審査方法

- ①審査方法は、選定評価基準に基づく評価点により行う。評定にあたり、市職員で構成する選定委員会を設置する。
- ②1次選考については、選定評価基準に基づき事務局（健康増進課、食品衛生課、地域保健課）が評価点を算出する。
- ③2次選考については、選定評価基準に基づき選定委員会が評価点を算出する。評価点は各委員の評価点の平均値をもって委員会の評価点とし、これを応募者の評価点とする。

(4) 委託契約予定者の選定

審査の結果、最高得点を獲得した提案者を委託契約予定者として選定する。但し、最高得点提案者が複数あった場合は、選定委員会の議決により選定する。

※審査は委託契約予定者の選定を行うものであり、契約に関する書類作成等は契約管理課を通して行う。

(5) 選考結果の通知

- ①1次選考結果は、応募者全員に文書等で通知する。
- ②2次選考結果は、プレゼンテーション実施者全員に文書で通知する。
- ③選考の理由、選考結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

(6) 失効及び無効

- ①提出期限、提出先、提出方法に適合していない場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

## 6. その他

(1) 委託上限金額

令和4年度 総額 7,755千円以内（税込み）

西宮市健康増進計画及び西宮市食育・食の安全安心推進計画改定支援業務  
5,390千円以内（税込み）

西宮市自殺対策計画策定支援業務 2,365千円以内（税込み）

令和5年度 総額 8,888千円以内（税込み）

西宮市健康増進計画及び西宮市食育・食の安全安心推進計画改定支援業務  
5,390千円以内（税込み）

西宮市自殺対策計画策定支援業務 3,498千円以内（税込み）

(2) 本業務について

本業務は、令和4年度当初予算が議会で可決され、予算措置がなされた場合に行うものである。この企画提案競技は、本業務の委託契約予定者の選定を行うものであり、実際の契約については予算措置がなされた後、契約管理課を通して、令和4年4月以降に行うものとする。なお、予算措置がなされた後、委託契約予定者と再度、見積額も含めて協議を行う。

以上

## 選 定 評 価 基 準

評価項目	評価事項	評 価				
		A	B	C	D	
過去の業務実績	実態調査及び計画等策定支援または類似業務の実績	5件以上	4～3件	2～1件	なし	
業務推進体制	配置人員数	5人以上	4人	3人	2人以下	
	総括責任者	業務実績	5件以上	4～3件	2～1件	なし
	担当者	業務実績(平均)	5件以上	3件以上 5件未満	1件以上 3件未満	1件未満
	推進体制の総評		優	良	可	不可

評価項目	評価事項	評 価				
		A	B	C	D	E
健康づくり及び食育・食の安全安心推進並びに自殺対策に対する見識	国の動向等踏まえ、健康づくり及び食育・食の安全安心推進並びに自殺対策に対する見識はあるか	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い
取組方針の妥当性	計画改定・策定に関する考え方が妥当であるか	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	妥当でない
業務に対する意欲	今回の業務に対する意欲と姿勢があるか	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い
提案内容の的確性	計画改定・策定に関する考え方に基づいた的確な内容か	極めて的確	的確	普通	やや不的確	不的確
提案内容の実現性	提案の内容は実現性があるか	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い

評価項目	評価事項	評 価				
		A	B	C	D	E
プレゼンテーション・ヒアリング	わかりやすく、説得力があるか、質問内容を理解し的確に答えられているか	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い

評価項目	評価事項	評 価
業務費用	見積金額	$\text{配点} = \frac{\text{提案見積額} - \text{最低見積額}}{\text{上限額} - \text{最低見積額}} \times \text{配点}$